

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	3,672,000	平成28年7月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
2	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	322,920,000	平成28年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
3	大阪市防災行政無線設備固定系システム改修工事	10:電気通信工事	北区 中央区 西区 住之江区	(株)日立国際電気	129,600,000	平成28年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
4	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その5)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	95,040,000	平成28年7月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
5	城東消防署土壌汚染対策工事	01:土木工事	城東区	(株)金山工務店	75,492,000	平成28年7月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K11	-
6	市岡下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区 此花区 港区 住之江区 中央区 生野区	(株)日立製作所	205,200,000	平成28年7月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
7	柴島浄水場凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	住重環境エンジニアリング(株)	33,480,000	平成28年7月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
8	福島区民センター空気熱源ヒートポンプチラー修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	ダイキン工業(株)	6,480,000	平成28年7月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
9	大阪市中心卸売市場本場市場東棟排水ポンプ・ばっ気ブロワ設備補修工事	09D:機械器具設置工事	福島区	新明和アクアテクサービス(株)	4,536,000	平成28年7月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
10	咲くやこの花館中央監視設備改修工事	04:電気工事	鶴見区	三菱電機(株)	36,720,000	平成28年8月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
11	大阪市教育センターエレベータ改修工事	09A:昇降機設置工事	港区	フジテック(株)	17,280,000	平成28年8月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
12	柴島浄水場第3凝集沈でん池流入流量計修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	3,348,000	平成28年8月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
13	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その4)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	2,052,000	平成28年8月4日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
14	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その12)	01:土木工事	住之江区	大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体	91,800,000	平成28年8月5日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉制御設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)東芝	179,820,000	平成28年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
16	舞洲スラッジセンター脱水制御設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立製作所	99,900,000	平成28年8月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
17	住之江下水処理場消化槽加温用No.1温水機改良工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)高尾鉄工所	9,180,000	平成28年8月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
18	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	3,564,000	平成28年8月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
19	空港放水路水位計設備修繕	10:電気通信工事	平野区	(株)沖電気カスタマアドテック	2,484,000	平成28年8月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
20	信太山青少年野外活動センターろ過装置他取替工事	05:給排水衛生冷暖房工事	和泉市	光伸(株)	8,964,000	平成28年8月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
21	城北寝屋川口水門監視カメラ設備修繕	04:電気工事	城東区	東芝電機サービス(株)	2,138,400	平成28年8月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
22	東横堀川水門揚水出口弁用外電動開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	日本ギア工業(株)	5,810,400	平成28年8月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
23	消防局庁舎中央監視制御設備改修工事	04:電気工事	西区	アズビル(株)	5,724,000	平成28年8月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
24	弁天抽水所沈砂池沈砂かき寄せ機改良工事	09B:上下水道施設工事	中央区	(株)日立プラントサービス	97,200,000	平成28年8月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
25	舞洲スラッジセンター汚泥ケーキ乾燥設備補修工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械(株)	529,200,000	平成28年8月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
26	C6・7-2号機多目的クレーンPLC更新工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	21,600,000	平成28年8月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
27	大阪プール放水銃設備整備工事	09D:機械器具設置工事	港区	ホーチキ(株)	183,600,000	平成28年8月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
28	千島下水処理場NO.2雨水ポンプ改良工事	09B:上下水道施設工事	大正区	(株)電業社機械製作所	40,284,000	平成28年8月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
29	湊町リバープレイス修景施設修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	クボタ機工(株)	4,374,000	平成28年8月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
30	大阪市港区役所 空調用吸収冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	港区	荏原冷熱システム(株)	756,000	平成28年9月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
31	柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	117,720,000	平成28年9月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
32	大阪市防災行政無線設備同報系システム子局整備工事	10:電気通信工事	市内一円	(株)日立国際電気	413,640,000	平成28年9月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	北江口第2住宅(6号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区、鶴見区、住吉区、平野区	日本エレベーター製造(株)	84,240,000	平成28年9月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
34	南方住宅(4号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区、住吉区	(株)日立ビルシステム	66,960,000	平成28年9月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
35	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝電機サービス(株)	41,256,000	平成28年9月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
36	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝電機サービス(株)	72,360,000	平成28年9月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
37	南港管路輸送施設遠方監視制御設備改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)明電舎	5,238,000	平成28年9月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	南部環境事業センターほか1か所ガス吸収式冷温水機操作盤取替ほか整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	西成区 大正区	(株)日立ビルシステム	5,616,000	平成28年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
39	平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	2,160,000	平成28年9月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
40	柴島浄水場外1か所回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 東住吉区	東芝電機サービス(株)	30,024,000	平成28年9月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
41	茨田南住宅(12号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区、浪速区、平野区	フジテック(株)	71,820,000	平成28年9月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	山之内住宅(4・5号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区	東芝エレベータ(株)	50,760,000	平成28年9月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株)	25,920,000	平成28年9月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
44	浪速第8住宅(2号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区、住之江区、西成区	日本オーチス・エレベータ(株)	55,836,000	平成28年9月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
45	加美巽川排水機場修繕	09D:機械器具設置 工事	生野区	水ing(株)	7,884,000	平成28年9月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
46	本町地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	西区	エヌエイチパーキング システムズ(株)	11,437,200	平成28年9月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
47	大阪市中心卸売市場南港市場副産物処 理遠心分離機補修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	関西ティーイーケイ(株)	4,968,000	平成28年9月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
48	道頓堀川水門油圧ユニット修繕	09D:機械器具設置 工事	浪速区	日立造船(株)	13,932,000	平成28年9月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
49	安土町地下駐車場で1駐車機械装置修 繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 西区	三菱重工業メカトロシ テムズ(株)	69,660,000	平成28年9月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
50	此花下水処理場監視制御設備外機能追 加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)日立製作所	496,800,000	平成28年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
51	巽配水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設 工事	生野区	(株)日立製作所	24,300,000	平成28年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
52	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修 繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)産機テクノサービ ス	33,480,000	平成28年9月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
53	工業用水道大正東部幹線(南恩加島1丁 目)600mm不断水式制水弁設置工事	09B:上下水道施設 工事	大正区	大成機工(株)	29,376,000	平成28年9月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
54	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修 繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株)明電エンジニアリ ング	10,476,000	平成28年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
55	大阪市中心卸売市場本場業務管理棟及 び東棟排煙設備補修工事	09D:機械器具設置 工事	福島区	オイレスECO(株)	1,728,000	平成28年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

# 随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥熔融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥熔融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2・第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するための設備であるが、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）が設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。

また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外では、同設備に対する技術面に不明な点が多く、整備工事施工後の一貫した責任と性能について保証が確保できない。

以上のことから、本工事を行えるのは上記業者のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市防災行政無線設備固定系システム改修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立国際電気

### 3 随意契約理由

本工事は、緊急時に本庁舎、区役所、関係局などを無線通信で結ぶ防災行政無線（固定系）の改修工事を行うものである。

(株)日立国際電気は、「大阪市防災行政無線設備固定系システムデジタル化整備工事（平成23年9月～平成25年3月）」において、既設無線システムの機器の製作及び据付・施工を行っている。

一部の中継局間において高層ビルが建設されることとなり、中継局を迂回するルートが必要となった。そのため、既存の無線設備の通信経路の変更及び一部経年劣化した設備の取り換えを行う必要が生じた。しかしながら、送信方法等については、製造者ごとに異なるため、その変更及び作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であり、このことから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5

担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9378）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その5）

2 契約の相手方  
荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、整備修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、荏原実業（株）が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

城東消防署土壤汚染対策工事

### 2 契約の相手方

(株)金山工務店

### 3 随意契約理由

城東消防署においては、現在、平成26年11月28日～平成30年1月15日を工事期間として「城東消防署建設工事-2」が施工中である。

本工事は、城東消防署敷地内の土壤汚染対策工事を行うものである。本体工事である「城東消防署建設工事-2」の着工後、敷地内の土壤が汚染していることが判明した。城東消防署建設の基礎工事はこの土壤汚染対策工事完了後でなければ施工することができず、基礎工事に先行して土壤汚染対策の工事を行う必要が生じた。

しかしながら、本工事は城東消防署の敷地内の工事であり、現在施工中の建設工事の進入路のほかに別の進入路の確保が難しく同一の工事進入口から出入りする必要がある。また、本工事と建設工事の基礎工事は施工上密接に関係しており、同一場所で工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9331)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：市岡下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、市岡下水処理場外7か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕

### 2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場凝集沈でん池に設置している緩速攪拌設備及びスラッジ掻寄設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業 (株) が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、住友重機械工業 (株) は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント (株) に事業継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント (株) より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング (株) が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

福島区民センター空気熱源ヒートポンプチラー修繕

### 2 契約の相手方

ダイキン工業 (株)

### 3 随意契約理由

本工事は、福島区民センターに設置されている空気熱源ヒートポンプチラーの構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、ダイキン工業 (株) が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ダイキン工業 (株) のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福島区役所市民協働課 (電話番号 06-6464-9734)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟排水ポンプ・ばっ気ブロワ設備補修工事

### 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している排水槽内の排水ポンプおよび、ばっ気用の水中ブロアが、老朽化により機能が著しく低下し動作不良が生じている為、部品交換等による修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、修繕の実施にあたっては、製作者独自の規格を熟知していると共に純正品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造・制御を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)から、当該設備や水中ポンプ等のアフターサービス業務を移管されている唯一の業者である新明和アクアテクサービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲くやこの花館中央監視設備改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機 (株)

### 3 随意契約理由

本工事は、咲くやこの花館の中央監視設備（三菱電機（株）製）のシステムを改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、三菱電機（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育センターエレベータ改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

当該エレベーターは、昭和58年4月にフジテック株式会社が設置したものであり、その構造、性能、内容等について熟知しており、製造工程、保守点検や故障等の対応についての責任を明確にするため、設置時から保守点検業務を委託している。

今回の改修工事は、上記業者が設置した塔内のカゴ、レール、ウエイトや緩衝器、乗場の三方枠や敷居などの既存設備と機械室の巻上機、モータ、調速機や制御盤、塔内のカゴ内天井や操作盤等の取替の組み合わせにより確立する工事である。

そのため、当該エレベーターの既存設備を活用した改修工事ができる業者は、上記業者しかなく、製造者独自のノウハウや機器技術にも精通し、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる同社と昨年引き続き契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 大阪市教育センター 管理担当

(電話番号 06-6572-0263)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場第3凝集沈でん池流入流量計修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している第3凝集沈でん池流入流量計の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、さらに、平成20年4月には、（株）NGK 水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、本修繕ができる業者はメタウォーター（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その4）

### 2 契約の相手方

（株）マコト電気

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、（株）堀場製作所から当該機器の修繕を移管されている（株）マコト電気が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事  
（その12）

### 2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その11）に引続き地盤の掘削を行うものである。

今回工事の掘削工と既往工事である底盤部地盤改良と遮水壁工は一体化させて被圧滞水層を囲うことにより、複雑な地層層序部においても確実な遮水性能を確保しようとするものである。

そのため、既往工事で実施した掘削底面部地盤改良工と土留壁下端の遮水壁工と一体となって、本工事の目的である掘削を可能にしたものである。

上述のとおり、前回工事と同様に既往工事で実施した地盤改良工と密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

### 5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

## 随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉制御設備改良工事

2 契約相手方

(株) 東芝

3 随意契約理由:

本工事は、舞洲スラッジセンターにある汚泥溶融炉設備の制御に必要となる設備を改良するものである。

本工事で改良する既設制御設備・既設配電盤は、(株) 東芝が設計製作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは、制作会社独自のプログラム言語で製作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。

また、制御設備を改良するに当たっては、プラント設備としてのシステム検証が必要であり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、本工事を施工出来るのは(株) 東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

16

## 随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター脱水制御設備改良工事

2 契約相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由:

本工事は、舞洲スラッジセンターにある脱水設備の制御に必要となる設備を改良するものである。

本工事で改良する既設制御設備・既設配電盤は、(株) 日立製作所が設計制作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは、製作会社独自のプログラム言語で制作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では制作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

17

## 随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場消化槽加温用No.1 温水機改良工事

2 契約の相手方

(株)高尾鉄工所

3 随意契約理由

今回改良するNo.1 温水機は、消化槽を加温するための設備であるが、本設備は設置後 10 年以上経過し温水機を構成する煙管等が損傷し性能が著しく低下し運転に支障をきたしているため改良を行うものである。

本設備は、(株)高尾鉄工所が設計製作したもので、製作会社が保有する設計製作図面に基づく煙管等の製作、取替並びに取替後の燃焼調整等独自の技術が必要である。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、(株)高尾鉄工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

19

## 随意契約理由書

1. 修繕名称

空港放水路水位計設備修繕 /

2. 契約相手方

(株) 沖電気カスタマアドテック

3. 随意契約理由

今回修繕する空港放水路水位計設備は、河川治水のために正確な水位計測を行う等の重要な機器設備であるが、経年劣化による故障部品及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、沖電気工業(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替部品の整合性など装置の製作者としての独自の技術を必要とするものであり、修繕後の使用について責任を明確にできるのは製作会社である沖電気工業(株)から修理・保守・点検を移管されている(株)沖電気カスタマアドテックのみである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6647)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

信太山青少年野外活動センターろ過装置他取替工事

## 2 契約の相手方

大阪市鶴見区鶴見6-9-26

光伸(株)

## 3 随意契約理由

大阪市立信太山青少年野外活動センターにはプールが附帯されており、その営業期間等は条例に定めがある。

夏季期間中は殆どの利用団体がプールの利用をするなど、利用者ニーズは非常に高い状況であるが、機器の老朽化も著しく毎年度軽微な修繕を保守事業者に発注する必要があるなど、その維持管理が難しくなっている。

このような状況の中、現在、濾過機(及び付属機器)から水漏れ等が起こっているが、機器の保守業者から漏水箇所を塞ぐ等の軽微な修繕での対応が出来ない箇所からの水漏れであり、濾過槽の交換など部品交換を伴う工事の必要があると説明があった。

当該機器は、ミウラ化学装置株式会社製で、可逆式珪藻土ろ過方式の特許を取得した独自の特殊ろ過システムとなっており、その修繕や保守については専門の知識を要している。

近畿地区においては、光伸(株)が唯一の専属代理店契約者であり、本工事については地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約とする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課(青少年企画グループ)

菅野・稲葉 06-6208-8157

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1. 修繕名称

城北寝屋川口水門監視カメラ設備修繕

## 2. 契約相手方

東芝電機サービス(株)

## 3. 随意契約理由

今回修繕する城北寝屋川口水門監視カメラ設備は、水門制御システムの一部であり水門の開閉状況等を監視するものである。しかし現状は機器の経年劣化による故障及び機能低下が原因でモニタ監視が困難な状況となっているため、構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したものであり、修繕に当たっては既設設備の構成部品と取替部品の整合性など、装置の製作者としての独自の技術を必要とし、また修繕後の使用について責任を明確にできるのは製作会社である(株)東芝から点検整備・修理を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

## 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6647）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

東横堀川水門揚水出口弁用外電動開閉機修繕

## 2 契約の相手方

日本ギア工業(株)

## 3 随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の航行を可能とする機能（閘門）と、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能の役割を担う施設である。

今般、同水門の水位調整を行う揚水出口弁用及び排水出口弁用電動開閉機の歯車が経年劣化により消耗していることが判明した。

現状のままでは、適切な状態で閘門内の水位調整ができないことから船舶運航への影響、大雨時の水位調整への影響及び東横堀川と道頓堀川の水質への影響が懸念されるため、本修繕はその機能回復を目的に行うものである。

本修繕は電動開閉機を分解整備するものであるが、本機器は日本ギア工業(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行われなければならないことや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため上記業社に随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

消防局庁舎中央監視制御設備改修工事

### 2 契約の相手方

アズビル㈱

### 3 随意契約理由

本工事は、消防局庁舎の中央監視制御設備の部分更新工事を行うものである。

中央監視制御設備は、消防局庁舎内各設備の遠隔集中監視制御設備として重要な役割を果たしていることから、確実かつ高い信頼性が必要である。

本設備は、アズビル株式会社が発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて構築したものである。

本工事の施工にあたっては、製造者のみが有する当該設備のシステム及び制御プログラム並びに構造・機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、当該工事部分だけでなく既設機器との調整や総合的な機能の確認が必要であり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、中央監視制御設備全体を熟知し、施工責任の一元化を行うことができる上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6165）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案 件 名 称

弁天抽水所沈砂池沈砂かき寄せ機改良工事

## 2 契 約 相 手 方

(株) 日立プラントサービス

## 3 随 意 契 約 理 由

今回改良する沈砂かき寄せ機は、流入する下水中から沈降分離させた砂分を機械的に除去する設備であるが、設置後33年が経過しており、駆動装置、ギヤボックス、堅軸受、スクリー羽根、ライナートラフ等が摩耗損傷し、十分な機能が発揮できないため構成部品の改良や取り替えを行い、信頼性および機能を向上させるものである。

本設備は日立金属(株)が設計製作したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお日立金属(株)は、平成15年10月に水処理事業を日立プラント建設(株)へ営業譲渡、平成18年4月に系列会社との合併を経て、平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併され事業継承されている。

以上のことから、本改良工事を行える業者は、製作会社である(株)日立製作所から沈砂かき寄せ機の改良に関する業務を移管されている、(株)日立プラントサービスのみである。

## 4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担 当 部 署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

舞洲スラッジセンター汚泥ケーキ乾燥設備補修工事

## 2 契約相手方

月島機械（株）

## 3 随意契約理由

今回補修工事を行う汚泥ケーキ乾燥設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを蒸気により乾燥し、乾燥汚泥にするための設備であり、汚泥溶融炉施設を構成する設備である。

現在、1号汚泥溶融炉施設及び2号汚泥溶融炉施設において、乾燥設備の構成機器が著しく損傷し、運転に支障を来している。

本機器が稼働しなければ、乾燥汚泥を溶融炉施設に供給することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために補修する必要がある。

本設備は、月島機械（株）が設計製作及び施工したものであり、乾燥機本体と多くの機器及び補機類で構成されおり、汚泥ケーキ乾燥設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要である。また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者は月島機械（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
（電話番号：06-6460-2830）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーンPLC更新工事

### 2. 契約の相手方

J F Eプラントエンジニア(株)

### 3. 随意契約理由

本工事は、住之江区南港中7丁目(南港C6・7岸壁)に設置しているコンテナ等の重量物を積み下ろしするクレーンにおいて、PLC(プログラマブルロジックコントローラー)の経年劣化に伴い更新を行うものである。

今回更新を行うPLCは、クレーンの動作・安全等における制御全般を司る制御装置であり、クレーンの健全な稼働に重要な役割を備えた装置である。

本クレーンは川鉄鉄構工業(株)が平成3年に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工までを一貫して行っている。

川鉄鉄構工業(株)は、平成6年に商号の改称以降、合併、さらに統合を経て、現在本設備の事業を継承しているのはJ F Eプラントエンジニア(株)である。

本装置は、製造者でなければ各機械機器、電気機器等の構造仕様、並びに相関関係がわからないため、更新後のクレーン全体の性能・作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、J F Eプラントエンジニア(株)のみである。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪プール放水銃設備整備工事

### 2 契約の相手方

ホーチキ㈱

### 3 随意契約理由

本工事は、八幡屋公園内大阪プールに設置されている消火設備である放水銃設備の構成部材の更新、改修等を行うものである。

本設備は、火災が発生した際、天井部に設置された走査型検出器により、火災を感知し、システム監視制御盤へ異常を知らせるとともに、放水圧力制御弁の一斉開放により、放水銃が作動し消火を行うものであるが、設置後19年以上が経過し、経年劣化により構成する部品の動作不良が生じており、設備として十分な能力が発揮されていない状態であり、正常に能力が発揮できる状態に整備、改修する必要がある。

当該設備については、ホーチキ㈱が独自の技術により製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ホーチキ㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2327）

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

千島下水処理場 No. 2 雨水ポンプ改良工事

## 2 契約相手方

(株)電業社機械製作所

## 3 随意契約理由

今回工事を行う千島下水処理場 No. 2 雨水ポンプは、雨水排水を行う設備であるが、ポンプ軸受部及び軸封部の経年劣化による損傷により、このまま使用し続けると、雨水排水時にポンプの操作が出来なくなる。雨水ポンプが運転出来なくなると、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがあるので、改良工事を行うものである。

本設備は、(株)電業社機械製作所が設計製作したもので、工事にあたっては、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術が必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は、製作会社である(株)電業社機械製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

# 随意契約理由書

1 修繕名称

湊町リバープレイス修景施設修繕

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

湊町リバープレイスは道頓堀川中流部に位置する修景施設で、同施設に設置される水中ポンプは道頓堀川の水質浄化と同施設周辺の通路排水の役割を担っている。

今般、同修景施設の水中ポンプが経年劣化により内部への浸水と、軸受のさび及び摩擦が発生している。

現状を放置すると水中ポンプが停止し、水質悪化による悪臭の発生や、豪雨時の通路への浸水被害などの市民生活への影響が懸念される。

そのため本修繕は同修景施設を本来の機能に回復させるために行うものである。

同修景施設の水中ポンプはクボタ機工(株)で設計・製作されたもので、構成する各装置や部品は自社基準に基づく寸法にて製作されており他社からは調達できない。また、修繕にあたっては同装置の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市港区役所 空調用吸収冷温水機修繕

## 2 契約の相手方

荏原冷熱システム株

## 3 随意契約理由

本修繕は、港区役所地下1階機械室に設置された空調用吸収冷温水機の構成部品の取替修繕を行うものである。

当該設備については、荏原冷熱システム株が製作したものであり、取替修繕にあたっては、設備の構成及び整合性など同社が保有する知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本取替修繕を実施できるのは、荏原冷熱システム株のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市港区役所 総務課 (電話番号 06-6576-9937)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場排水処理設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、日本碍子(株)は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を(株)NGK水環境システムズに継承し、さらに、平成20年4月には富士電機水環境システムズ(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されており、本修繕ができる業者はメタウォーター(株)が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市防災行政無線設備同報系システム子局整備工事

### 2 契約の相手方

㈱日立国際電気

### 3 随意契約理由

本工事は、緊急時に災害情報や避難勧告などを市役所などから無線通信を利用し、音声で市民に通報する防災行政無線設備（同報系）の子局の増設及び移設工事を行うものである。

㈱日立国際電気（旧 日立電子㈱）は、「大阪市防災行政無線装置設備工事（平成元年4月～平成4年3月）」を請負った㈱日立製作所のもとで、無線システムの機器の製作及び据付・施工を行い、その後、防災行政無線設備に関する事業を㈱日立製作所から引継ぎ、現在に至っている。

無線設備の子局の増設及び移設を行うには、既存無線設備と同仕様の子局の製作、統制台ソフトウェアの変更等が必要であり、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である㈱日立国際電気と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9378）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北江口第2住宅(6号館)外昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南方住宅(4号館)外昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備(受変電設備及び監視制御設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は日常運転における重要な動力源の確保と、高い信頼性維持のため、また、監視制御設備は日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

## 2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、(株) 東芝が独自に設計、施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、オゾン設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、(株) 東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス (株) が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

南港管路輸送施設遠方監視制御設備改修工事

### 2 契約の相手先

(株)明電舎

### 3 随意契約理由

本工事は、南港管路輸送施設の一部撤去に伴い、遠方監視制御設備の改修を行うものである。

本工事で改修する遠方監視制御設備は、(株)明電舎が設計、製作、施工したものであり、改修には当該設備の機能を保障させながら、監視制御の入出力信号及び自動運転回路等を変更する必要がある。

また、当該設備を使用しながら改修するためには、既設施工業者以外では、トラブルが生じた場合に責任の所在が不明確になること、改修後の監視制御の機能について、責任の一貫性を持たせる必要があることから、本工事を既設施工業者である(株)明電舎に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号 06-6630-3409)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南部環境事業センターほか1か所  
ガス吸収式冷温水機操作盤取替ほか整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、南部環境事業センター及び西部環境事業センターに設置されている空気調和用熱源機器であるガス吸収式冷温水機の構成部品の取替、試運転調整等を行うものである。

当該機器は、(株)日立製作所(現 日立ジョンソンコントロールズ空調(株))が製造したものであり、当該機器の整備にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分な関係から、既存機器に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備後の性能、作動状態、耐寿命に対しての責任の所在が不明確になるなどから、本整備に対し一貫して責任を持たせることができるのは製造者である(株)日立製作所(現 日立ジョンソンコントロールズ空調(株))の製品について専属でサービス及びメンテナンスを行っている(株)日立ビルシステムのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由 今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥機に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。  
本ケーキ移送ポンプは兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、また取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本修繕を行えるのは兵神装備（株）のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課  
(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 案件名称  
柴島浄水場外1か所回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方  
東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第3配水ポンプ場及び長居配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該回転速度制御設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により回転速度制御設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の回転速度制御設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、回転速度制御設備に障害が発生した場合、その原因が回転速度制御設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株)東芝より修繕業務を移管されている東芝電機サービス(株)が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

茨田南住宅(12号館)外昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

フジテック(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

山之内住宅(4・5号館)外昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

新明和工業(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局管理部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7261)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

浪速第8住宅(2号館)外昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要がある、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1 修繕名称

加美巽川排水機場修繕

2 契約の相手方

水ing(株)

3 随意契約理由

加美巽川排水機場は、生野区巽中に設置されており、大雨や台風などにより河川の水位が上昇した際に、ゲートの開閉を行うことで加美巽川の排水調整を行い、水害等の災害を防止するための排水施設である。

今般、加美巽川排水機場の除塵機リミットスイッチにおける動作不良によりレーキ（塵芥を掻き取る爪）の一部が折損していることが判明した。

このため、本修繕は排水機場に設置されている除塵機の分解整備を行うものであるが、本機器は荏原製作所(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、除塵機を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては除塵機の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、除塵機のメンテナンス事業は荏原製作所(株)から上記業者に分割継承されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

本町地下駐車場駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局管理部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7261)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 副産物処理遠心分離機補修工事

## 2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

## 3 随意契約理由

本設備は、と畜解体後に発生する副産物(骨、動物性油脂)処理プラントであるが、経年劣化により遠心分離器の回転能力、固液分離量等の機能が低下している状態であるため、当該遠心分離機の部品取替及びプラント全体の試運転と総合調整を行う必要が生じている。

当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング(株)が設計・施工したものであり、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあるとともに、他社が施工した場合、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本工事に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、東レエンジニアリング(株)は当該プラント事業を平成17年度より関西ティーイーケイ(株)に移管している。

以上のことから、本工事が施工可能なのは関西ティーイーケイ(株)のみであり、随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2015)

## 随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門油圧ユニット修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、河川水位を一定に維持し、高潮を防ぐ防御機能および船舶の航行を可能とする開門機能を備えた施設である。

今般、同水門の油圧装置の経年劣化により、マイターゲート全閉時に水密を保てない状態であることが判明した。

現状のままでは、開門内の水位調整が適切に行えず、船舶の航行及び同河川の水質への悪影響が懸念されるため、本修繕はその機能回復を目的におこなうものである。

同水門は日立造船（株）の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

安土町地下駐車場外1 駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7261)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：此花下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、此花下水処理場の水処理・汚泥処理施設の自動運転及び監視制御に必要となる機能などを機能追加するものである。  
本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。  
よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。  
また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

巽配水場高圧電動機整備修繕

## 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

## 3 随意契約理由

本修繕は、巽配水場に設置している配水ポンプ3号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の配水ポンプ及び高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株) 日立製作所が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備（監視制御設備、受変電設備及び計装設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

工業用水道大正東部幹線（南恩加島1丁目）600mm不断水式制水弁設置工事

## 2 契約の相手方

大成機工（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、工業用水道大正東部幹線（以下「本幹線」という。）に設置している制水弁の閉弁動作が不能となっていることから、不断水式制水弁（以下「不断水弁」という。）を設置するものである。

当初は修繕を行う予定であったが、修繕方法の調査及び検討を行った結果、制水弁の修繕にあたっては、断水を行う必要があることが判明したが、基幹幹線であり、断水を行うことができないため、不断水弁の設置が必要となった。

工事で使用する不断水弁については、水道局設置の「資材等審査委員会」で承認しており、水道局の「土木工事共通仕様書」で「大阪市水道局請負者調達用配管材料仕様書」の規格に適合したものを使用することと定められている。本工事で使用する不断水弁は、上記業者が独自に開発、製作したもののみ承認されているため、上記業者のみが製作をすることができる。

また、その施工にあたっては、製品製作から設置工事までの一連の作業が一つの工法として行われることから、他業者が作業の一部を担うことはできない。

よって、上記業者と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

## 2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング 大阪営業所

## 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟及び東棟排煙設備補修工事

### 2 契約の相手方

オイレスECO(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟及び東棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO(株)が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要があり、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできるのは、オイレスECO(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）